

平成24年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問いたします。

東日本大震災から、はや1年がたとうとしております。本市を初め、多くの被災地では、いまだ復旧・復興はままならない状況にあります。安心できる生活を取り戻すため、日々御尽力いただいている職員やボランティアの皆様に対して、まずは感謝の意を表させていただきます。

さて、受験シーズン、卒業シーズンなど、人生の節目を迎えるこの時期にあつて、新聞やテレビ報道を通じて見聞きするのは、被災地の子どもたちの前向きな姿であり、笑顔でございます。どれほどの痛みと不安をこの大震災が彼らにもたらしたのか、それは私どもには容易に知り得ることはできません。しかし、彼らのあすを見詰めた言動が紹介されるたびに、一抹の安堵とはかり知れない希望を抱くことができます。

いつの時代においても、子どもは家庭の宝であり、地域の宝であり、社会の宝でございます。復興を目指して30年、40年たったとき、日本はどのような国に、そして習志野市はどのような町になっているのでしょうか。そのとき、社会の中核を担っているのは今の子どもたちでございます。「未来は未来にあるのではない。今、このときからしか未来は生まれない」とは、アフリカの環境の母、マータイ博士の言葉でございますが、大樹を育てる責任を深く胸に刻みたいと思います。

子育て日本一、それは前市長、荒木市政が打ち出したスローガンであり、目指すべき目標でございます。その評価はさまざまでございます。しかし、子育て日本一ののろしは、本市の次世代育成支援対策行動計画にあらわれているように、子育て施策の重要性を浮き立たせ、日本一に向けて進んでいこうとする習志野市の強い決意を示すものでございました。それは決してナンバーワンではございませんでしたが、前市長の子育て支援にはオンリーワンの一面は数多くあったものと評価いたしております。

さて、この前市政の継承を唱えた現宮本市政はと、この約10カ月を振り返るとき、その子育て支援はいかがなものであったでしょうか。本来であれば、前市政の子育て支援を検証し、次なる高見を見据えるべきところでございますが、残念ながら、まだ見えてまいりません。そのことは、次年度を目前にした本定例会において26人の議員が一般質問をする中、こども部への質問がほとんどないことが、ある意味暗示しているのではないのでしょうか。

でも、市長の手腕はこれからでございます。若さと12年の市議会議員経験を糧として、継続すべきものは継続し、見直すべきものは見直し、そして何よりも市長ならではの実効性のある施策を創造され、本市の将来を見据えたさらなる子育て支援を積極的に展開していただけるものと私は期待をいたしております。

そこで、質問の1点目は、平成24年度における子育て支援に係る職員体制についてでございます。

市長の政策立案を補助し、実行に移すのは職員でございます。職員の資質は言うに及ばず、個々の職員がその持っている能力をいかに発揮できる体制づくりも、行政運営にとって重要な要素でございます。

そこで、今回はさまざまな子育て支援に係る施策展開の一環として、ひまわり発達相談センターの創設、教育相談の一元化、ヘルスステーションの整理と組織改編等が進められておりますが、組織の充実・強化に向けた職員体制について、どのような構想をお持ちか、市長、そして教育長に

お伺いいたします。

質問の2点目は、そのひまわり発達相談センターについてでございます。

私は、これまでも議会の中で、保護者が抱えているひまわり発達相談センターへの不安と期待の声を紹介してまいりました。つい数年前までは保護者の期待であったわけでございますが、平成23年第4回定例会において設置管理条例が制定されたことで、手に届く支援策となりました。

そこで、開設まで1カ月を切った今、改めて市長みずからが先進福祉現場の拠点、全国に情報発信とうたっている総合福祉ゾーンの最後の施設であるひまわり発達相談センターの運営等の特徴についてお伺いいたします。

質問の最後、3点目は、特別支援教育の充実についてでございます。

特殊教育から特別支援教育に移行して、既に5年が経過し、教育現場において個に応じた支援を施すことを旨とする特別支援教育は、もはや当たり前と言いつける状況になければなりません。まして、本市は県に先駆けて平成16年度から取り組んでこられたという自負があり、それを数えますと既に8年が経過いたしております。そして、さらなる充実を図るのであれば、人はもちろん、組織や教育現場の改善も不可欠でございます。

そこで、組織や教育現場の面から、平成24年度に向けた取り組み、具体的には特別支援学校分校の誘致や特別支援学級の増設、加えて機構改革に伴う教育委員会における特別支援教育の体制についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

それでは、小川議員の一般質問にお答えしてまいります。教育委員会所管の問題につきましては、特別支援教育の充実につきましては、教育長から答弁があります。

それでは、子育て支援施策について、平成24年度における子育て支援に係る職員の体制について、ひまわり発達相談センターの創設、ヘルスステーションの整理と組織改編、組織の充実・強化に向けた職員体制についてということでお答えいたします。

行政運営に当たりましては、効率的な行政組織の構築とともに、組織を動かす職員一人一人が大変重要であると考えております。このため、行政は人なりという認識に立ちまして、行政運営における資源としての人の重要性を再認識し、時代の要請にこたえ得る人材を配置し、組織力を向上させる必要があります。

本年4月に開設するひまわり発達相談センターは、相談、指導、人材育成という3つの機能を柱として、子育てに関するさまざまな機関と連携しながら、成長・発達に不安や課題がある子どもと、その家族の地域生活を支える重要な施設として、あわせて子どもの指導に携わるさまざまな関連機関を支援する施設として新たに設置するものであります。このことから、ひまわり発達相談センターの職員配置につきましては、組織の必要性に十分配慮し、社会福祉士、保健師、看護師、言語聴覚士、心理判定員、理学療法士、作業療法士といった専門職を中心に適切に行ってまいりたいと考えております。

健康支援課につきましては、複雑多様化する市民のニーズへの対応や若手職員の育成体制を充実するため、ヘルスステーションの地域保健業務を一元化し、医療専門職の集約を行い、保健師、栄養士、歯科衛生士を中心とした正規職員40名を超える大きな組織となります。これら新た

な組織における職員の配置につきましては、特に医療専門職の専門性及び知識・経験を最大限に生かすことができるように行ってまいります。このことにより、多岐にわたる市民のニーズや相談、要望をきちんと受けとめ、適切に対応することができる組織を構築してまいります。

続きまして、ひまわり発達相談センターの運営等にどのような特徴があるのかについてお答えいたします。

私は、かねてから秋津3丁目の新総合福祉ゾーンが、高齢者、障害者福祉、市民交流などの機能をあわせ持つ複合施設の完成によって、先進福祉の現場の拠点となるものと申し上げてまいりました。その中でもひまわり発達相談センターは子どもの健やかな成長を支援する新たな施設として、市民の皆様の大きな期待が寄せられているものと認識しております。

ひまわり発達相談センターの特徴を申し上げますと、1点目として、先ほど組織の充実・強化に向けた職員体制について答弁いたしましたとおり、発達支援に必要な多様な専門職を配置することです。各分野の専門職がその専門性を生かしながら連携し、子どもや御家族が抱える課題に対応してまいります。

2点目は、子どもの日常生活の場である幼稚園、保育所等への定期的な巡回相談の実施であります。平成22年度から実施しております臨床心理士による発達支援コーディネート事業をセンターが受け継ぎ、発達上の課題がある子どもを早期の支援につなげること、また幼稚園や保育所等の職員に対して、適切な支援方法を助言・指導するなど、子育ての現場をサポートしてまいります。

3点目は、人材育成の機能であります。子どもにかかわる現場の職員が発達支援に必要な知識や技能を計画的・段階的に習得できるよう各種講座や研修を実施し、支援のかなめであります人を育ててまいります。

このような特徴を持つ発達相談センターは、子どものライフサイクルに応じた福祉制度や関係者の支援を結びつけて、発達支援の質的向上を目指す役割と、子どもの健やかな育ちにかかわる情報発信や地域での支え合い活動への支援によって、子どもやその家族が安心して生活できる共生の地域づくりを進める役割をあわせ持つという新しい考え方を持った施設であります。

したがって、発達相談センターは、幼児言語療法施設ひまわり学園の施設規模を単に拡大したものではなく、相談支援の対象を18歳まで広げるなど、継続的に子どもとその家族の地域生活を支える専門機関として新たなスタートを切るものであり、子どもが育つ地域での人と人とのつながりと信頼性によって、よりよいサービスを生み出そうとするセンターの取り組みは、まさに全国に情報発信し得る先進福祉現場の実践として誇れるものにしていかなければならないと考えております。

以上、私からの答弁でございました。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問の1番、子育て支援施策について、平成24年度における子育て支援に係る職員体制についてのうちの総合教育センターの教育相談一元化に向けた構想と職員体制についてお答えをいたします。

教育相談の一元化は、教育委員会内に分散しております相談機能を一元化し、発達相談、しつけ、不登校、学業、進路、青少年の悩みなど、教育にかかわるすべての相談を受けることができる体制を整え、相談者一人一人のニーズに的確に対応するために行うもので、平成24年4月から実施をいたします。この一元化により、相談内容や情報の共有が図られ、より迅速にきめ細かい

対応ができる体制が構築できると考えておりますが、その一方、この組織を的確に機能させるための職員体制も大変重要であります。

24年度の職員体制は、臨床心理士や学校心理士、教員資格を持った産業カウンセラー、特別支援教育士などの専門職や教職経験者などの配置を考えておりますが、その配置につきましては、何よりも大事なものは人であります。どれだけ相手の立場になって考えることができる人材を配置できるか、どれだけ一人一人の相談に対応できる経験や知識を持った人材を配置できるか、そのことが最大の課題であると認識し、人員配置に取り組んでまいります。

人員配置後は、研修などで日々の研さんに努めるとともに、日常的に相談員同士の情報共有に努め、職員一人一人の資質の向上を図ってまいります。こうした取り組みを実施することで、相談者一人一人のニーズによりの確に対応するための相談体制が整うものと認識をしております。

あわせて、平成24年度は、これまで以上にひまわり発達相談センターを初め、関係機関との連携を強化し、相談窓口一元化の効果を高めてまいります。

次に、特別支援教育の充実について、平成24年度に向けた取り組み、具体的には特別支援学校分校の誘致や、特別支援学級の増設、加えて機構改革に伴う教育委員会における体制についてという質問にお答えをさせていただきます。

平成19年度に改正学校教育法が施行され、児童・生徒などの障害の重複化や多様化に伴い、児童・生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校などにおける特別支援教育を推進することなどにより、障害のある児童・生徒などの教育の一層の充実を図ることとなりました。

教育委員会では、障害のあるなしにかかわらず、すべての幼児、児童・生徒が一個人として尊重される存在として認められるような教育を目指しております。そのために、介助員を各学校に配置したり、通級指導教室を設置したり、その子どもに合った支援を行うとともに、特別支援教育担当の指導主事を2人体制にし、特別支援教育を担当する教員や特別支援教育コーディネーター、学級担任など、それぞれの立場に応じた研修会の企画・実施をしてまいりました。

しかし、まだまだ課題も残っております。平成24年度には、相談窓口の一元化、ひまわり発達相談センターのオープン、第四中学校特別支援学級の開設、特別支援教育のセンター的機能を持つ県立特別支援学校の誘致へ向けた取り組み、教育委員会における教育総務部と学校教育部の統合など、新たな特別支援教育の取り組みが始まります。こうしたことから、何よりも我々教育に携わる一人一人が再度、さきに申し上げた特別支援教育の理念、本市の特別支援教育における将来像について認識をすることがいま一度求められているものと強く感じております。そのため、学校訪問や校園長会議などの機会をとらえ、私自身が先頭に立って伝えていきたいと考えております。

また、教育委員会の機構改革により、行政的な視点に立ち、市長部局との連携の強化も図られると考えております。ことし、教育委員会や学校に掲げた言葉は、「信頼」であります。一日一日と大きくなる子どもたちは、社会の期待と希望であります。子育ての悩みや苦労は、障害の有無にかかわらず、戸惑いや不安が絶えません。子どもと正面から向かい合い、保護者と教師がそれぞれの立場で指導・支援していくことが必要であると考えております。教師と保護者、子どもの信頼

関係こそが大事であると考え、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、そして教育長、ただいまは御答弁ありがとうございました。人事、組織、そして施策、いずれにおきましても、今日ここに至るまでの過程を尊重され、市長、そして教育長の新たな決意を聞くことができました。そして、成果と希望を同時に感じることができたとは私は思っております。特に、どのような組織にありましても、人を重視する姿勢は行政運営の基本であります。そうしたことから、ぜひとも御答弁いただきました御決意を具現化に向かって邁進していただきたい、このように強く思っております。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

初めに、子育て支援に係る職員体制についてお伺いいたします。

私は、これまで繰り返し、人が重要である、このことを訴えてまいりました。恐らくこのことは、だれも否定しがたいことであると思っております。そして、医療専門職を初めとする専門職につきましても、職員である前に人、人としての資質、このことを問うてまいりました。

そこで、先ほどのひまわり発達相談センターにいたしましても、健康支援課にいたしましても、それ相応の職員を配属し、充実・強化を図るのであるならば、それ相応の管理職が不可欠であると私は考えております。人を組織としてまとめるのも、やはりまた人でございます。ましてや専門職という、こういう方たちをまとめて機能的に組織を運営していく、そのためには、采配をつかさどる管理職、この方の真の力量が求められる。ここをしっかりとやはり感じていかななくてはいけない、私はこのことをずっと訴えてまいりました。

そこで、これら専門職の多い部署の管理職について、どのような見解をお持ちかお伺いいたします。

◎総務部長(志村豊君) はい。お答えをさせていただきたいと思っております。管理職の配置について、どのように考えているのかということでございます。

行政運営に当たりましては、行政組織の構築とあわせまして、組織を動かす職員、特に管理職は重要であると認識をしております。

4月に開設いたしますひまわり発達相談センター、そしてヘルスステーションの地域保健業務が一元化されます健康支援課におきましては、管理職の役割としては、庁内・庁外、さまざまな機関との連携や調整等の対応が必要になってくると考えております。これらの組織はさまざまな専門職の職員が集まりますことから、管理職はその専門性を持った個々の職員の能力を最大限生かし、指揮監督をし、組織全体を効率的に運営することが当然にも要求されてくると思います。

このことから、管理職の配置につきましても、これら管理職に要求される資質のある福祉、医療等に見識のある者を当ててまいりたいと、このように考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御答弁から、特に福祉、また医療等に見識のある者を当てる、このようなこととございました。限られた人材ではございまいしょうが、ぜひ実現に向けて御尽力をいただきたい、このようにお願いをさせていただきます。

次に、最前線で市民と接する職員、とりわけ医療専門職を初めとする有資格者の育成についてお伺いいたします。

職員の資質向上にとって、研修は不可欠でございます。この点につきましても、これまでに市や

教育委員会からは、その認識に立った研修計画を遂行していく、このような御答弁を毎回いただいております。しかし、有資格者については、いかがでしょうか。その職種に合った十分な研修機会が確保されているかどうか、この辺でございます。

専門職、とりわけ医療専門職は、その専門性を高め、先ほども御答弁いただきましたけれども、技術を劣化させることがないようにするためには、やはりその職種や実態に合った研修プログラム、こういったものがあるべきではないかと、私は常々感じております。私も地域を回っております。そうすると、意外と臨床心理士さんとか医療専門職に携わっている、そういう方々が、お母様からお話を伺ったり、息子がそうなんだとか、意外といらっしゃるんですね。その方たちは、みんな市外なんです。また、東京など遠いところに通っていらっしゃる。そういうところの中から、私も、「習志野市で働いて」みたいな感じでお話をさせていただく機会がありますけれども、その中で言われることは、「習志野市には医療専門職の研修体制が整っていない」、そのことを一番言われます。「新卒者から敬遠されがちですよ」という、こういう手厳しいことを毎回言われてまいりました。これでは人材確保からいっても本市にとってマイナスではないかと、私は危惧いたしております。

そこで、有資格者の育成について、どのような方針をお持ちなのかお伺いさせていただきます。

◎総務部長(志村豊君) はい。お答えをさせていただきたいと思います。医療専門職の人材育成にかかわる研修ということだと思いますけれども、医療専門職の人材育成につきましては、私ども人事課で実施しております職員の研修に加えまして、各部の職場において研修を実施させていただいております。専門的な知識及び技能の習得に努めさせていただいております。

例えば、母子保健を例にとりますと、母子愛育会、発達協会等に派遣をさせていただきまして、乳幼児等の発達段階に応じ言葉の育ちを支援する、あるいは発達障害児について研修を受講をさせていただいております。必要な知識や最新の情報を得て、具体的な業務につながる能力の向上に努めさせていただいております。

いずれにいたしましても、機構改革により専門職を集約した効果を最大限に生かし、若手職員の育成をするとともに、専門職の職員が専門職としての能力及び技能をさらに高め、それらを最大限に発揮できるような人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの御答弁を伺いまして、正直な感想を申し上げますと、余りにも漠然とした御答弁であったと申しましょうか、方針らしき方針、全く見えてこない、このように感じました。

経営改革の視点から行政組織のスリム化、これを推し進めている今日でございます。一人の百歩より百人の一步、こういう言葉がございます。本当にこれは人材育成の要諦でもあり、私はこれからこういう経営改革の視点から考えたときに、大変重要な言葉ではないかと思っております。この言葉は、世界トップの企業に発展させた方の会社経営の要諦として語られたものでございます。

「日本は今、少子高齢化社会に突入して、人口も減少し始めております。だからこそ、一人一人に光を当てて人材を育成していくことが喫緊の課題でございます。新しい時代には新しい力が必要でございます。また、その際最も肝要なことは、机上ではなくて実践の場を知っていくことだ」と、このようなことも述べられております。「一人の社員の百歩に頼るのではなくて、百人の社員に一歩ずつ歩んでもらうという地道な前進をいかに継続させていくかにある」、このように述べられてお

ります。「1人を励まして、またその力を発揮させていくところに前進の永続性が生まれる。そして、人材育成には担当するリーダーの成長も不可欠である。リーダーの成長に周囲の人も触発され、成長を期して前進する。リーダーが変わった分、組織も成長し、発展する」。このように書かれております。「新鮮力こそ新時代を開く光である」。私は本当に感銘をいたしました。心していくことではないかと、私は思っております。

モチベーションを上げるのは、本当に昨日までいろいろと御議論ございましたけども、モチベーションを上げるのは、何もお金だけではないって私、思うんです。幾らそういう部分で対症療法的な部分で行ったとしても、人の意識だとか資質が変わらなければ、根本の問題、これは変わりませんし、決して解決できない、このようにずっと思っていました。それにはやはり人なんです。資質を向上させる人材育成、対症療法的な考え方ではなくて、職員にとってやりがいのある職場環境をつくっていただきたい、このように思っております。

これまでもその重要性を指摘させていただいた事項だけに、どうかもっと危機管理を持っていたら、緊張感をしっかりと持っていたらいいと思います。今後は、具体的に示すことができるように、習志野市をどうしていきたいのか、その辺の部分のしっかりと、もっと横断的な思いで考えていただきたいと思います。市長のリーダーシップに期待いたしております。よろしくお願いいたします。

次に移ります。

続きまして、ひまわり発達相談センターについての再質問に移らせていただきます。

先ほどの市長答弁では、施設の特徴として3点、多様な専門職の配置、巡回指導の実施、人材育成の機能を挙げられておりました。そして、何よりも心強かったのが幼児言語療法施設ひまわり学園の施設規模を単に拡大したものではない、こういうことを聞いたこと、また、さらには相談支援の対象を18歳まで拡大する、こういった宣言とも言える御答弁でございました。

保護者や御家族、また関係する諸機関、そして何よりも支援を要する子どもたちが待ち望んでいたのは、間口が広く、かつ専門的な相談機関、ここでございます。未知数は大きいものと察しますが、これは本市における今後の保健福祉行政の新たな一歩であることは確かでございます。市長が後段で述べられましたように、全国に情報発信し得る先進福祉現場の実践が着実に積み重ねることができるよう取り組んでいただきたい、これを強く要望させていただきます。

そこで、このひまわり発達相談センターの開設に至るまでは、時間をかけてさまざまな見地から検討を重ねてこられたわけですが、その中であって、発達支援システム等検討協議会、この位置づけですね。この位置づけは大変大きかったと思われまます。

そこで、改めてこの検討協議会の委員の皆様から、どのような提言があり、何が実現されたのか、こうした点を振り返っておくことは今後の運営にとって大変重要であり、必要であると、私はそのように考えます。この点についてお伺いさせていただきます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達支援システム検討協議会につきましての御質問にお答えさせていただきます。

ひまわり発達相談センターが果たすべき役割や機能につきましては、平成20年以降、有識者で構成される発達支援システム等検討協議会で議論を重ねてまいりました。ひまわり発達相談センターにおきましては、システム検討協議会から昨年提出されました中間報告や、その後の検討結果を十分に尊重し、運営に生かしてまいります。

まず、最も基本的な事項といたしまして、発達相談センターには相談、指導、人材育成という3つの機能を持たせることが検討協議会から示されたものでございます。本市といたしましては、この3つの基本的な機能を中心といたしまして、発達相談センターの運営を検討してまいりました。

さらに、検討協議会の意見を取り入れた具体的な運営の方針について申し上げますと、1点目は、相談の利用対象者の拡大ということでございます。従来のひまわり学園は、就学前の児童までを対象としておりましたが、発達支援の専門機関として継続的なライフサイクルに応じた相談体制、これをつくっていくために、学校教育に関する相談機関である総合教育センターの協力と連携を図ることによりまして、18歳まで相談利用者を拡大してまいります。

2点目でございますが、市長の答弁にもございましたように、保育所、幼稚園などを中心といたしました巡回相談の実施でございます。

3点目は、本市全体の発達支援の質の向上を目指す計画的な人材の育成・研修等の実施でございます。

そのほかに、1点目として、長期的な一貫した指導を実施し、さまざまな支援者が子どもの情報を的確に把握するため、個別支援計画を活用すること、次に、家庭の孤立化など新たな問題を生じさせないために、保護者の支援を強化すること、そして子どもの支援に当たる関係機関の密接な連携を図るために、定期的なケースの検討会議を開催すること、最後に、ひまわり発達相談センターが発達支援の専門機関としての役割を果たすために必要な専門職の配置につきましても、検討協議会からの提言を受けまして、実現に向け、努めてきたところでございます。

以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。ただいま保健福祉部長からは、「提言のあった事項はほぼすべて実現した」、このような御答弁であったかと思えます。まずは、この実現に向けて御尽力いただきましたことを、私は素直に評価させていただきます。

しかし、協議会を傍聴してまいりました私といたしましては、この実現の有無にかかわらず、委員の皆様の議論や中間報告の中には、行政では気づきにくい貴重な御意見、また御指摘があったと私は認識いたしております。もう一度こういう、大変貴重だと思いますので、いま一度議事録を掘り起こしていただきまして、今、最終報告書を作成中だと思います。その貴重な御意見を取りまとめて最終報告に掲載していただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の再質問ですが、検討協議会から専門職について、19名という人数、これが明示されるなど、かなり具体的でありました。人員、また職種の確保について、現在どのような状況にあるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

◎総務部長(志村豊君) はい。お答えをさせていただきたいと思えます。検討協議会のほうで提言のございました19名の人員につきましては、検討協議会の御提言に沿った形で人事配置をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。経営改革の視点から、行政組織のスリム化を推し進めている今日にありまして担当部の要求にこたえる、これには並々ならぬ全庁的な調整が必要であったかと想像いたします。子育て支援に重きを置いたこのたびの人事を高く私は評価させていただきたいと思っております。

そこで、ここまで開設に向けた準備が整ってきたわけでございますが、保護者や市民への周知、

ここはとっても大事であると思います。それがどのようになっているのか、また保護者や御家族、関係する諸機関、その方たちが知らないということがないようにするのはもちろんなんですけれども、利用を希望している方々あるいはまだ利用を迷っていらっしゃる方々もいらっしゃると思います。また、そういう方々にとって、その内容です。待ち遠しいと思われる、このくらいの広報があってもよいのではないかと私は思っております。何事もやはりスタート時が肝心でございます。99%の準備があって、スタートの1%で100%になるって私は思っておりますので、ぜひその辺、しっかりお願いしたいんですね。

また、正直なところ、私自身、そして保護者も開設まで、そして開設後の具体的なスケジュールがまだ見えておりません。まだ予定の範疇ではあるかと思いますが、どのような形での広報を計画しているのかを含めまして、今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達相談センターの4月の開設に向けましたスケジュールと広報ということにつきましてお答えいたします。

ひまわり発達相談センターが開設されます新総合福祉ゾーンの複合施設の整備計画でございますけれども、昨年の震災の影響によりまして、若干建設工事が当初の計画からはおこなわれている状況にはございます。しかしながら、この工事も年度内には完了いたしまして、ひまわり発達相談センターは予定どおり24年度の当初からオープンをいたします。

開設までのスケジュールでございますけれども、建設工事の進行状況と調整をいたしまして、3月20日以降、センターに新たに配備する備品ですとか教材等を搬入いたしまして、最終の週にひまわり学園からの移転作業を実施する予定でございます。

センターの開所日でございますが、4月1日が日曜日でございますので、4月2日から電話相談や職員の事務作業を開始いたしますが、来所の相談、施設内での指導業務につきましては、例年と同様に新年度の体制の調整のため、おおむね4月12日以降を予定しております。

次に、発達相談センターの開設に関する周知、広報でございますが、現在のひまわり学園の利用者につきましては、指導の日程を調整しながら個別にお知らせをさせていただいているところでございます。

また、保育・教育関係職員に向けたお知らせといたしまして、昨年8月とことしの2月3日に小中学校へ、またことし2月16日には公立の幼稚園、保育所、こども園に、同じく2月20日には市内の私立幼稚園、保育園、近隣の特別支援学校に対しまして発達相談センターの説明会を実施しております。広く市民の方々に向けたお知らせといたしましては、3月15日号の市の広報及びホームページに掲載し、さらに市内幼稚園、保育所、小中学校、近隣の特別支援学校に御協力をお願いしまして、すべての保護者に対して開設の御案内を配布するなど、ひまわり発達相談センターについて周知を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの保健福祉部長の御説明を伺いまして、周知でございますが、就学前の部分だけではなく、小中学校においてもすべての御家庭にお知らせを配布していただける、このようなことを伺いまして大変安心いたしました。年度末でもありますし、1カ月を切ったこの時期であります。焦ることなく、しかし滞ることなく、予定どおりに開設されますことを切に要望をいたしておきます。よろしく願いいたします。

次に、ひまわり発達相談センターに係る最後の質問になりますが、開設後の施設運営について

でございます。

この施設の事業は、児童福祉法に規定する障がい児通所施設に該当するものもありますことから、本市がサービス事業者となることや、また社会福祉法人などの民間事業者にゆだねること、これもある意味可能であると私は考えます。こういったことを開設を目前に尋ねることではないかもしれませんが。改正児童福祉法によるひまわり発達相談センターのこのたびの位置づけ、これとあわせて、この点、今申し上げた点について、どのような御検討をなされたのかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達相談センターの位置づけと今後の運営の方針ということでございますが、平成22年に改正されました児童福祉法は、障がい児通園施設の垣根を取り払い、1つの施設で多様な障がい児を受け入れ、支援することを可能にしたものでございます。

本市におきましては、このような児童福祉法の改正を受けまして、知的障がい児通園施設あかしあ学園と肢体不自由児通園施設あじさい学園の統合・一元化を図ることといたしました。

一方で、ひまわり発達相談センターにつきましては、児童福祉法に基づく障がい児の施設とするものではないかと考えております。発達相談センターの利用者は、発達障がいという診断を受けたお子さんだけではなく、発達上の何らかの課題がある、いわゆるグレーゾーンのお子さんについても早期の支援につなげていこうとするものでございますので、私どもといたしましては、子どもの健やかな成長を支援する子育て支援施設の1つと位置づけているところでございます。

なお、将来的に発達相談センターが児童福祉法に基づく障がい児支援施設に移行することや、先ほど議員さんのお話にございました民間の力を導入するという点につきましては、十分な検討が必要というように考えておりますし、何より利用者の方々に御理解をいただくことが大変重要であると考えているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの保健福祉部長の御説明によりますと、ひまわり発達相談センターは児童福祉法に基づく障がい児の施設とするものではない。また、その理由につきましても、よくわかりました。

しかし、一言申し上げておきたいことは、私は歳入を確保すること、また民間活力を導入することを決して否定するものではないかと考えております。むしろ、いずれ将来的にサービス水準を維持できる、これが確約といえますか、するのであれば検討してもよいのではないかと、このように私は考えます。

それには、保健福祉部長の御答弁にもございましたように、何より利用者の理解が重要であると。また、しっかりと子どもたちを見ていく、そこにところにまた焦点を当てていく、これは本当にそうであると私も思います。まずは、子どもとその御家族、そして子どもの指導に携わるさまざまな関係機関のよりどころ、またそのニーズにしっかりとこたえていただきたい、このように思っております。そして、利用者の満足と信頼に努めていただきたい、このように思っております。

先ほどの件は、早急に検討すべき案件ではないかと考えております。でも、将来的に時流にやはり乗りおけない、こういうことも大事であると私は思っておりますので、常に頭の片隅にでも置いていただきながら検討していただきたい。必要があるのではないかなと思っておりますので、この辺、御理解いただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

この問題につきましては、終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、特別支援教育の充実に関する再質問に移ります。

先ほどの教育長の御答弁をお聞きし、大変失礼な表現ではございますが、久々に教育長の教育者らしい教育現場に即した言葉を伺ったように私は感じました。教育相談窓口の一元化、第四中学校特別支援学級の開設、そして特別支援学校の誘致など、具体的な取り組み、それに加えて信頼という言葉に込められた思いのほど、これまでにない前向きさを強く感じ取ることができました。

そこで、この信頼という言葉ですね。この信頼とは何なのか、私なりに考えてみました。信頼とは、やっていますという一方通行からは生まれません。信頼というのは、やっていただいていますという共感が得られてこそ生まれてくると私は考えます。教育長、いかがでしょうか。ぜひ教育長みずからが先頭に立って、改善に尽力し、実現させていただきたいと思っております。そして、教育委員会が指導的な立場から学校などの教育現場を先導していただきたい、私はそのように強く思っております。教育長、まずよろしくお願いいたします。

それでは、再質問に移させていただきます。

先ほどの教育長の御答弁に、まだまだ課題が残されていると、このようにございました。私は、今回御答弁を聞かせていただきながら、この問題を取り上げて9年目になります。9年目にして、やっとテーブルにのせていただくことができた、そのような感がいたし、今この場に立たせていただいております。

そこで、教育長が先ほどまだまだ課題が残されているという課題についてでございますが、この課題について私がこれまで感じてきたことの中から、2点ほど確認をしながら質問をさせていただきたい、またこの課題をよりよく改善をさせていくために、今回質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、特別支援教育担当の指導主事や教員の資質向上についてでございます。

この点につきましては、これまでも繰り返し繰り返しこの議会の場で確認をさせていただきました。改めて次年度以降に向けた方針、このことについてお伺いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) はい。今ほどの小川議員の教育委員会の指導力、それから学校現場の専門性の確保について、指導主事や教員の配置、その専門性、資質の向上についてというお尋ねでございます。

まず、現場の指導に当たる指導主事でございますが、特別支援教育の専門性を身につけているということはもちろんでございますが、特別支援教育担当の教員についても、特別支援学校の教員免許状、これを取得している教員を配置することが望ましいというふうには考えております。ですが、今現在、そういう特別支援学校の教員免許状を取得していない教員もおります。中には、今現在取得中、学校に通ってやっている、あるいは通信教育をしている、そういう教員もおります。こういった特別支援学校教員の免許状をまだ未取得の者については、今後もその取得の意欲化を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、県費負担教職員でございますので、県の教育委員会に対しましても、この免許状を取得した教員を本市に配置していただけるように、引き続き要望をまいりたいと思っております。

ですが、この教員免許状を取得することが目的ではございません。指導者として常にみずからの資質を高めようとする、そういう意識を持つことが肝要かというふうに思っております。児童・生徒一人一人の能力を見取り、適切に支援できる指導力や、保護者の方々からの障害に関する相談

に真摯に向き合い、専門性を持った人間として、御意見や、あるいはその思いを十分に聞きながら保護者の方や児童・生徒に寄り添う、そういうことができる、そういう資質を持たせたいというふうに考えております。教育委員会といたしまして、特別支援教育担当の専門性をさらに高めていくために、研修等を通じて今後も指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。御答弁ありがとうございました。ただいまの学校教育部長の御答弁にございましたように、みずからの資質を高めようとする意識、また保護者や児童・生徒に寄り添うことのできる資質、これらは本当に求めてやまない目標でございます。特に、発達障害の子どもたちの支援には、教員の前に人としての資質が求められます。ぜひ、この御答弁どおりに研修等を通じて培っていただきたいと思っております。

しかし、この研修についてでございますが、どんなに研修を積み重ねても、毎回同じことを質問させていただいておりますけれども、学んだ内容が実践に生かされていないのでは本末転倒でございます。

私が今回申し上げたいことの1点目は、教育委員会は研修が生かされていない、実践に合っていない、こういうことを再認識する必要がある、こういうことでございます。このことは再三にわたり指摘してまいりましたが、いま一度立ちどまっていただいて、なぜ生かされていないのか、また、どうしたら生かされるのか、真摯にまずは受けとめていただきまして、内容等についてもっと研究を深めていただきたい、このことを強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次に、課題と思われる2点目です。教育委員会の職務権限についてでございます。

先ほどの教育長答弁にもございましたように、特別支援教育の充実を図るべく、特別支援教育担当の指導主事を2名体制にさせていただきました。これは本当に大変な中を2名にさせていただけた、この点につきましては私も評価をいたしておりますし、現に指導主事、連日一生懸命走り回りながら誠心誠意努めてくださっている、このように私も認識しております。また、心から感謝いたしております。

しかし、正直なところを申し上げますと、各学校への影響力については、どうしても疑問符が生じてまいります。例えば、例を挙げさせていただきますけれども、小学校の特別支援学級において、支援学級の担任の指導と、それから保護者の思いが一致しない、これは本当に日常茶飯事にございます。それが子どもにとっては決してよい教育環境ではない、ということが指導主事もわかっている中で、そしてそこへ指導主事が入ったにもかかわらず、問題の整理や調整ができない、こういった事例がたくさんございます。また、学校現場では、発達障害について正しい知識を持ち合わせていない中で、御自分の想像と申しましょか、文献と申しましょか、正しい想像だとか文献ならよろしいんですが、特殊教育、従前の考え方を発達障害の支援だと想像し、思い込み、そういう形で支援をされている。決していじわるでやっていないということはわかります。一生懸命調べながらやっているということもわかるんです。しかし、保護者の不安を駆り立てるような、そういう状況が起きているということをもっと認識をする必要があるのではないかと私は強く訴えたいんです。想像だとか思い込みで、こうじゃないかって自己満足みたいな、そういう押しつけのような間違った支援をされては、保護者も子どももたまったものではない。この辺、しっかりと認識してください。

私は、学校だけではもう限界がある、このようにずっと思っていました。そこで、学校で解決で

きない問題、また学校に浸透していないものに対して、どこが解決へ導いてくださるのか、私は大変悩みます。私のところに来られても、本当に、誠心誠意つなぐことはできますが、問題解決は私にはできません。そこが一体どこにあるのか。じゃあ、教育委員会の役割というのは何なのか。特別支援教育指導主事、一生懸命やってくださっている。しかし、一体どのような立場なのか、そこがよくわかりません。

そこで、その辺についてお伺いをさせていただきます。

◎学校教育部長(押田俊介君) 今、議員のほうから御指摘いただきましたことを私、聞いていまして、非常に残念だなというふうに思いました。我々、教育委員会の職員がもう少し学校のほうにきちんと向き合っ、温度差がないようにしてまいりたいなというふうに強く思いました。

今お尋ねの教育委員会の権限はどんなものがあるのかということでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その第23条に教育委員会の職務権限が示されております。学校の組織編成とか教育課程、学習指導及び職業指導に関することと、こういった内容の指導について教育委員会に職務権限というふうになってございます。また、そのため、第19条で教育委員会には指導主事が配置されております。

指導主事と申しますのは、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、そのほか学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するとなっております。この権限をもとに、現在でも教育委員会事務局のほうに指導主事、特別支援教育担当は2名おりますけれども、各学校を訪問して、必要な指導を行っております。また、学校の自主的な教育活動、これの支援も行っているところでございます。

例えば、学校の行事等に参加することが難しい状況のお子さん、あるいは学校生活の中で不安感をお持ちのお子さんが通う学校の教員の指導上の悩みに対しまして、指導主事が学校での子どもの様子を観察して、具体的な改善方法を直接示して、一人一人に応じた適切な手だてを講じるように指導するというのもございます。また、市の総合教育センターあるいは県立特別支援学校のコーディネーターあるいは千葉県教育庁の葛南教育事務所、こちらにもアドバイザーがおりますので、そういった方々を活用、連携をして、より多方面な専門的な助言を受けるように、そういう指導もしております。

今ほどの小川議員の御質問のような事例がある場合には、教育委員会として学校のほうに必要な指導というのを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。法律も大事でございます。当然、大事です。しかし、人を支え、人を救うのは、やはり人でございます。人の心でできるものってたくさんあると思います。人の心にはお金はかかりません。ですから、先ほど来言っているように人としての資質というものがいかに大事か、必要としているもの、そこをまたわかってあげられる、受けとめてあげられる、そういう人の資質、これも大変重要でございます。

特別支援教育という名称の中にある支援という言葉、この支援ということについて、懸命に生きようとしている一人一人のかけがえのない人生を長く支えることである、私はこのように学びました。従前の特殊教育のときには、特殊支援教育と申しませんでした。特殊教育という名称には入っていなかった言葉でございます。私は、この支援という言葉の意味をもっと重く受けとめていくべきではないか、このように思っております。

厳しいことを言わせてもらいますけれども、私はこの9年間、教育委員会とずっとかかわってまいりましたが、私にはどうしても問題の根本に対する対策、これをなおざりにして、目先の問題にばかりきゅうきゅうとしているようにしか思えてならないんです。根本の問題を解決しないで、対症療法的、枝葉の部分、その部分だけを刈り取ろうとしている、そういうところにばかり目が行っている、このようにしか見えません。もう少し大きな視野で物事をやはり見据えていく、そういうものがやはり今求められておりますし、そこが教育委員会のこれからの役割ではないのかと私は強く訴えたいと思っております。

多分、教育長の御答弁も、またただいま学校教育部長から御説明がございましたように、法的な裏づけがあつてのことだとお察ししますが、なおさらみずからの信念のもとに特別支援教育の充実に向けて、本市の教育のあり方、また体制のあり方、教育委員会と学校のあり方と申しましょうか、そういうものも見直していただきながら、改善に向けて積極的に御尽力をいただきたい、このように思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。期待いたしております。

最後になりますが、子どもの成長は不断のものでございます。したがって、教育は、学校だけではなく家庭はもちろん、官民間わず、就学前施設である保育所や幼稚園にもあります。そして、必然的に個に応じた支援を行う特別支援の体制は不可欠であると考えます。そこで、早期発見・早期支援が当たり前となっている今日、本市における乳幼児施設等の特別支援体制について、この点について、子育て支援の観点を含めてお伺いいたします。

◎こども部次長(染谷昭子君) 子育て支援の観点を含めまして、こども部としての見解を申し上げたいと思います。

習志野市では、次世代育成支援対策行動計画における柱の1つといたしまして、個別の支援を必要とする子どもへの支援体制の充実を掲げております。こども部では発達に不安や障害を抱える子どもへの支援は、本市の子育て支援施策の大きな柱の1つであると認識しております。保育所、幼稚園において発達に何らかの支援が必要なお子さんへの対応といたしまして、平成22年9月より臨床心理士による巡回指導を実施してまいりました。この巡回指導は、臨床心理士が各施設を訪問し、施設の保育体制や当該児童への接し方などに関する具体的な指導・助言を行うだけでなく、個別支援計画の作成の助言、保護者との面接、定期的な巡回による成長の読み取りと方向性の示唆などが主な内容でございます。この巡回指導は、平成22年度は30回、23年度は90回以上の実施がなされているところでございます。

なお、23年度におきましては、私立幼稚園の巡回指導も試行的に実施いたしました。また、昨年の6月、7月には保育所・幼稚園職員が臨床心理士とともに小学校を訪問し、前年度の個別支援計画を作成いたしました5歳児について、小学校入学後の様子を参観し、指導の振り返りや小学校担任との引き継ぎ確認をいたしました。こうした取り組みによりまして、個別支援が必要な児童に対する認識や情報の共有が図られ、連続性のある計画策定が可能になったものと認識しております。

個別の支援を必要とする子どもへの対応では、発達に係る問題をできるだけ早期に把握し、そのお子さんを取り巻く環境を関係機関との連携において適切につくり上げていくことが非常に大切であるというふうに認識しております。今後、こども部といたしましては、育児の不安、虐待の要因を抱えている家庭への対応につきまして、さらなる体制の強化が必要であるというふうに認識して

おります。子育て支援課が主体となりまして、親のパーソナリティーなのか、子どもの資質が問題なのかなど、多角的に見極めながら対処していける体制の充実をさらに図ってまいります。

また、ひまわり発達相談センターや小学校などの他機関との連絡をより緊密にし、日々子どもたちと接する現場の職員の個別支援に関する専門知識の蓄積や子どもへの理解をさらに深められる体制づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。

これらをかながみますと、やはり子どもと親を支援する上で、人を動かす組織が非常にかなめになるというふうに認識して、さらなる子育て支援の充実に努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。ただいまのこども部次長の答弁を伺いまして、決してこども部だけではなくて教育委員会、そして保健福祉部、関係部署との連携のもと、さまざま支援が施されていく、また今後も展開されていることを確認できたと私も安心を覚えることができました。ぜひこの方針を貫いていただきまして、保護者や御家族、そして何よりも支援を要する子どもたちに寄り添う、そして充実に向けて邁進していただきたい、このように思っております。

また、ただいまの御答弁から、もう一点、巡回指導の効果、そして成果、そういったものを再認識いたしました。また、巡回指導の重要性、この点を改めて私は感じ取ることができたと思っております。

子どもが発達障害と診断される以前の気になる段階、ここがやはり重要でございます。そういうところで親が相談できる、また話を聞いてもらえる、療育していただけるといいましょうか、つなげていただける、そういう体制の構築というものが今、早期発見、それから早期療育ですね。急がれている。こういう中であって巡回指導、この業務は、今後ひまわり発達相談センターへ移行されていくということでございます。

今、社会全体を見ますと、児童虐待、本当にこれが深刻な社会問題となっております。母親の育児不安だとかうつ病、また虐待、こういう部分の中には子どもの部分が気になる発達障害ということがわからず、本当にこういう痛ましい部分になってしまっている。こういう発達障害の子どもたちが3割、4割、虐待の中には含まれていると、こういう指摘もなされているところでございます。本市も、決してこの虐待の部分というのは、例外なくこれからしっかりとやはり受けとめながら取り組んでいかなくてはならない問題であると思っております。

今後は、就学前の在籍施設だけではなくて、家庭で子育てしている親子が利用している子どもセンターだとか、それからきらっ子ルームだとか、在籍のないこういう場所、そういうところにもきめ細やかに巡回していく、これも親のニーズ、求めによってだとは思いますが、ぜひ親のニーズがあればどこへでも巡回していく。こういう対応が可能になれば、どれだけ親御さんたちが安心できるかわかりません。ぜひともこうした安心して子育てできる、安心して子どもを産み育てることができるという、こういう子育て支援の観点からも、しっかりとこのセンターになっていただきたい、このように思っております。

いつだったか、ふと目にした、新聞だったと記憶しているんですけども、日本の将来のために、子どもが笑い、年齢を重ねるごとに幸せになる笑子幸齢化社会を目指していかなくてはならない。思い浮かべてほしいんですけども、子どもが笑う、そして年齢を重ねるごとに幸せになる笑子幸

齡化社会、本当に素晴らしい言葉だなと思いました。私は子育て日本一、このスローガンは習志野市にとって普遍的な目標であると私は確信をいたしております。こうした習志野市のために、子どもが笑い、年齢を重ねるごとに幸せになる笑子幸齡化社会を習志野市が目指していただきたい、このように思っております。

行政の皆様には常にそのことを念頭に置いていただくことを要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。